

## 東京立正短期大学 研究倫理委員会規程

### (設置)

第1条 「東京立正短期大学 研究活動における不正行為の防止体制に関する規則」に基づき、東京立正短期大学（以下「本学」という。）に、研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (目的)

第2条 委員会は、本学の推進する研究および知的財産権にかかわる活動において、本学の方針に基づき、研究倫理の徹底を図り不正行為を防止するとともに、不正行為が発生した場合はその解決にあたることを目的とする。

### (組織)

第3条 委員会の委員は次の者から構成されるものとし、教務部がその事務を取り扱う。

- (1) 学長（委員会委員長とする）
- (2) 事務長（委員会副委員長とする）
- (3) 統括管理責任者
- (4) コンプライアンス推進責任者
- (5) その他委員長が指名した者

### (業務)

第4条 委員会は以下の事項を取り扱う。個々の手続きについては別に定める。

- (1) 競争的資金等の運営・管理方法の策定および点検
- (2) 研究不正発生要因の分析と不正防止計画の策定および点検
- (3) コンプライアンス、研究倫理教育の計画・実施および点検
- (4) 研究不正行為、あるいは、その申し立てへの対応  
申し立て窓口は総務部とする
- (5) 本学内、および、業者を含む外部からの相談  
相談窓口は総務部とする
- (6) 内部監査の規則策定および実施  
監査方法については別に定める

### (各委員会)

第5条 委員会は、必要に応じて小委員会等を置き、業務の一部を付託することができる。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、教授会の意見を聴き学長が発議し、理事会が決定する。

附則

本規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する

本規程は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。